

新たなごみ処理施設等整備基本計画策定他支援業務特記仕様書 (プロポーザル)

1 総 則

(1) 本業務は、埼玉中部環境保全組合（以下「甲」という。）で策定する新たなごみ処理施設等整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定、バイオガス施設等に関する調査（以下「バイオ等調査」という。）、PFI導入可能性調査（以下「PFI調査」という。）、新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び事業説明会の運営、及び施設整備に必要な事務の執行に係る一切の支援業務である。

(2) この仕様書は、(1)に記述した業務に適用する。また、この仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のため必要と認められる業務については、この仕様書の適用範囲として、受託者（以下「乙」という。）において実施するものとする。

2 経過及び目的

甲は、鴻巣市、北本市、吉見町を構成市町として、当該団体の一般廃棄物の中間処理等を行っている一部事務組合である。甲が所有するごみ焼却施設等は供用開始から約40年が経過しており、老朽化による処理能力の低下や維持管理コストの増加が懸念されることから、厳しい財政事情を踏まえた効率的なシステムの構築を念頭に、循環型社会の形成に寄与する新たなごみ処理施設の整備が急務となっている。

このような中、甲は令和4年度に当該整備事業に着手し、新たなごみ処理施設等整備構想（以下「整備構想」という。）を策定するとともに、検討委員会からの答申を経て、当該施設の建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に定め、さらなる事業の推進を図ることとしている。

本業務は、整備構想を参考にしながら、乙が具備する専門的な知識及び人材を活用し、時代のニーズに対応した効率性の高いごみ処理施設等の整備に向けた基本計画の策定他を支援することを目的とするものである。

3 委託業務名

新たなごみ処理施設等整備基本計画策定他支援業務

4 業務委託の期間

契約日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

主な業務内容は、「11.1 基本計画の策定」「11.2 バイオ等調査」「11.3 PFI調査」「11.4 検討委員会の運営」「11.5 その他の支援」のとおりとする。

6 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として乙が行うが、甲が保有する資料については貸与するものとする。乙は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却するものとする。

7 秘密保持

乙は業務上知り得た個人情報や秘密事項を漏洩してはならない。また、個人情報の管理については、流出等の事故がないように細心の注意を払うこと。業務終了後も同様とする。

8 会議録の作成

乙は甲の指示により、主要な会議及び打合せの会議録を作成し、甲に提出するものとする。なお、会議録の記録方法については、甲から指定がある場合を除き、要点筆記とする。

9 提出する書類

乙は本業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、甲の承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- ①着手届
- ②管理技術者届・担当技術者届
- ③業務工程表・工程に合わせた業務実施体制表
- ④業務計画書

※業務計画書は、甲乙の打合せを経て作成するものとする。

(2) 完了時

- ①納品書
- ②成果品一式
- ③業務完了通知書
- ④請求書

10 成果品

(1) 成果品と提出部数

本書の11.1から11.5の各項目に記述した業務の成果品を以下のとおり提出するものとする。

①基本計画	150部
②①の概要版	200部
③バイオ等調査に係る報告書	20部
④PFI調査に係る報告書	20部
⑤①～④の業務遂行過程において作成及び収集した資料	2部
⑥検討委員会及び説明会に係る資料及び会議録	2部
⑦上記①～⑥の電子データ（データ化可能なもの）	2部
①はくるみ製本とし、③④⑤はファイル綴じとする。	

(2) 著作権等の帰属

委託期間中に提出された資料及び成果品の所有権、著作権、利用権は甲に帰属するものとする。

11.1 基本計画の策定

本業務は、甲が策定する基本計画の支援である。建設予定地（鴻巣市郷地安養寺地内）の現状を踏まえつつ、最新技術の動向や安定性及び環境負荷等、及び経費節減を念頭においた効率性の高い処理方法を盛り込んだ計画とする。また、本計画の構成の概略を以下に示すが、あくまで参考であり、必要に応じて、乙において提案するものとする。

- ①施設整備の前提となる基本条件の整理
- ②施設規模等に関連する計画ごみ処理量等の設定
- ③施設で処理するごみ質（計画ごみ質）の設定
- ④計画目標年次における施設規模等の設定
- ⑤施設の整備に係る基本方針の設定
- ⑥ごみ処理方式の選定
- ⑦建設予定地の周辺地域に配慮した環境保全計画の策定

- ⑧効率的な余熱利用計画の策定
- ⑨環境学習計画等の策定
- ⑩進入道路の渋滞回避等を踏まえた施設配置・動線計画の策定
- ⑪メーカーから聴取した関係図書を参考にプラント整備計画を策定
- ⑫建築・土木計画の策定
- ⑬災害時の対応についての計画を策定
- ⑭施設の管理運営計画（運営の体制）を策定
- ⑮財源内訳を含んだ概算事業費の検討
- ⑯施設の稼働までの整備スケジュールの作成
- ⑰建設検討委員での協議結果をまとめた資料（付録）の作成

これらの内容をまとめた基本計画を策定する。

1 1. 2 バイオ等調査

本業務は、甲が計画する新たなごみ処理施設の整備に合わせ、バイオガス施設及び二酸化炭素排出抑制に関する技術について調査である。当組合のごみ処理の現状を踏まえつつ、最新技術の動向や安定性及び環境負荷等、及び経費節減を念頭においた調査及び検討を行うものである。

また、本調査の概要を以下に示すが、あくまで参考であり、必要に応じて、乙において提案するものとする。

- ①過年度調査の状況を踏まえた調査内容の整理
- ②バイオガス化の先進事例の抽出及び整理
- ③処理施設の負荷低減方法の検討
- ④二酸化炭素排出抑制に関する技術の調査

- ⑤焼却方式とバイオガス化方式の比較検討
- ⑥当組合で導入した場合のメリット・デメリット
- ⑦まとめ

11.3 PFI調査

本業務は、甲が計画する新たなごみ処理施設の整備及び運営について、本業務で策定する計画を踏まえた諸条件を基に民間事業者への意向調査を実施し、事業の経済性を評価して本事業におけるPFI事業導入の可能性について取りまとめるものである。

また、本調査の概要を以下に示すが、あくまで参考であり、必要に応じて、乙において提案するものとする。

- ①本組合の計画に基づく基本条件等の整理
- ②調査票の作成依頼及びヒアリング等による意向調査の実施
- ③事業の経済性・効率性等の検討
- ④上記の結果を踏まえた本事業におけるPFI導入の可能性のまとめ

11.4 検討委員会の運営

本業務は、検討委員会の運営支援である。

- ①検討委員会の運営方針案については甲乙で協議し定めるものとする。
また、当該協議を踏まえ、必要な資料を作成するとともに、適宜、会議に出席し、説明等を行うものとする。(令和5～6年度で10回程度を想定)
- ②検討委員会の構成委員である識見者の招聘を支援するものとする。
- ③検討委員会の議事録を作成する。なお、作成にあたっては、議事を録音し議事録(原則要点筆記)を作成する。また、その音源については議事録と合わせて甲に提出するものとする。

1 1. 5 その他の支援

(1) パブリックコメントの実施支援

甲は、基本計画に係るパブリックコメントを実施し、乙はその業務に係る必要な支援をする。

(2) 基本計画の策定に必要な会議及び事務に関する支援

甲は、基本計画に係る説明会等に参加するとともに必要な資料の作成を行う。(令和5～6年度で10回程度を想定)

また、その他、当該事業の遂行にあたり必要な事務の支援を行うものとする。

1 2 その他

(1) 留意事項

- ①乙は本業務の遂行に当たり、適宜、甲の担当者と打ち合わせのうえ、業務の目的を達成しなければならない。
- ②本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるときは速やかに甲乙で協議するものとする。
- ③業務遂行に当たり、甲の指示により又は乙からの要請があった場合は、適宜打合せを行い、円滑に業務を遂行するものとする。
- ④業務遂行にあたり、関係する法令および通知、諸基準等を遵守しなければならない。

以上